

# 水戸市消費者教育推進計画(第3次)

水 戸 市

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 目指す姿

#### 消費者市民社会の形成に参画する 自ら学び・考え・行動する自立した消費者の育成

自主的かつ合理的に行動し、被害を避け、被害に遭った場合には適切に対処する「消費者力」を身に着ける必要があります。また、消費者が権利<sup>※6</sup>を実現できるよう、その責任を果たすための支援に取り組むとともに、消費者一人一人の行動が、地域経済、地球環境等の大きな課題に発展することを意識することも重要です。そのため、多様な主体との協働による消費者教育を推進し、自ら学び、考え、行動する自立した消費者を育むとともに、市民、消費者団体の自主的な活動支援や地域での見守りなどにより、『消費者市民社会の形成に参画する 自ら学び・考え・行動する自立した消費者の育成』を目指すこととします。

#### 消費者市民社会とは

「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」のこと。（消費者教育推進法第2条第2項）

#### 消費者市民社会において、私たちが実践する具体例

- ・商品のラベル、説明書をよく読んで使用する。
- ・周りの人が誤った使い方をしていれば、注意する。

- ・安全性に疑問がある場合には、事業者に質問する。
- ・環境や社会に配慮された商品やサービスを選択する。

- ・消費者のための制度（クーリング・オフ等）について理解する。
- ・高齢者の見守り活動に参加する。

- ・商品情報、市町村や消費生活センター等の発信する消費者情報、被害情報を収集するよう努める。

※6 消費者の権利  
消費者基本法第2条に位置付けられた、消費者の安全確保などの権利

## 2 基本方針

市民の消費生活の安定と向上のためには、消費者教育の果たすべき役割は大きく、効果的な実践方法が求められています。本市では、国の基本方針、本市の消費者を取り巻く現状等を踏まえ、消費者教育の推進のための基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針 1 消費者教育の推進と自立支援

成年年齢の引下げ、デジタル化の進展、災害の発生時等の社会情勢の変化にも対応でき、自ら学び、考え、行動する自立した消費者の育成を図るため、幼児期から高齢期までのライフステージや、学校、家庭、地域等の様々な場の特性に応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、消費者の自立を支援します。

また、SDGsの達成に貢献するため、消費者が身近にできる持続可能な取組であるエシカル消費等について、その趣旨や概念の普及・啓発活動を推進し、消費者市民社会の一員としての行動を促進していきます。

### 基本方針 2 消費者教育を推進する担い手の育成と活躍の場の創出

市消費生活センターを中心に、学校や地域、職域等の多様な主体との連携を図りながら、消費生活に関する正しい知識を持ち、消費者団体等において中心的役割を果たす、消費者教育を推進する担い手の育成を図ります。また、培った様々な知識や知恵を共有し、地域における消費者トラブルを未然に防止するほか、トラブル発生時に各種団体と連携しコーディネートできるようにするため、消費者教育を推進する担い手の活躍の場を創出していきます。

### 基本方針 3 消費生活センターの機能強化

市消費生活センターの認知度を高め、消費者教育推進の拠点として周知するほか、相談窓口の拡充や相談員の専門知識の向上により、相談体制の充実を図ります。また、消費者行政に関する他の機関等の知見や人材を活用するなど、相互に協力しあい結びつく体制を整備するため、多様な機関・団体との連携を強化します。さらに、平時だけでなく、災害の発生、感染症拡大時など、機会を捉えて消費者問題に関する情報提供を効果的に行い、消費者トラブルの防止に努めます。

### 3 施策の体系

<b>目指す姿</b>	消費者市民社会の形成に参画する  自ら学び・考え・行動する自立した消費者  の育成
-------------	---

基本方針	基本施策
1 消費者教育の推進と 自立支援	1-1 学校教育等における消費者教育の推進 1-2 地域社会における消費者教育の推進 1-3 高齢者や障害者等への消費者教育の推進 1-4 家庭内における消費者教育の推進 1-5 職域における消費者教育の推進 1-6 持続可能な消費に関する啓発・取組
2 消費者教育を推進する 担い手の育成と活躍の 場の創出	2-1 教職員の消費者教育に関する知識と理解の 向上 2-2 地域における担い手の発掘・育成 2-3 消費者サポーターの活躍の場の創出
3 消費生活センターの 機能強化	3-1 消費生活センターの周知及び相談体制の充 実 3-2 多様な機関及び団体との連携強化 3-3 消費者問題に関する情報提供



## 第4章 施策の展開

### 基本方針1 消費者教育の推進と自立支援

指標	現況 2022（令和4）年度	目標 2028（令和10年度）
消費生活に関する講座等の参加者数（年間）	3,425人	6,000人
消費者志向経営表彰事業者数（累計）	—	10事業者

#### ◆基本施策1-1 学校教育等における消費者教育の推進

小学校、中学校、高等学校における学校教育では、新たな学習指導要領において消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、引き続き学校と連携した消費者教育の推進を図ります。特に、成年年齢引下げやインターネット取引等デジタル技術を利用した消費行動の拡大を踏まえ、デジタルサービスの仕組みやリスクの理解促進に向けた若年者に対する消費者教育をより一層推進します。また、消費行動を通じた持続可能な社会を形成するための施策を実施します。

取組の方向性	具体的な取組
<p>【小学生、中学生への消費者教育】</p> <p>小学生、中学生は、社会とつながる機会が増え、物やお金の大切さに気づき、消費者としての素地が形成される大切な時期です。身近な経験を通して、物や食べ物大切さを学ぶことや購入するものの必要性を考えることなど、生活と社会・環境との関わりに気づくための事業を実施します。また、消費生活に関する家庭でのルール作りを推奨し、保護者と児童・生徒が一</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについての出前講座の実施</li> <li>・SDGsと日常の消費生活との関連に関する出前講座の実施</li> <li>・校外学習の受入れを実施し、消費生活センターの役割等について学ぶ機会の提供</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p>緒に考える機会の創出を促します。さらに、オンラインゲーム、SNS等の利用に起因するトラブルの未然防止を図るため、情報通信機器の適切な使い方やモラルについての教育に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者向けに（こどもの消費者トラブルに関する内容の）情報提供の実施【新】</li> <li>・学校長会との連携</li> </ul>
<p><b>【高校生への消費者教育】</b></p> <p>高校生は、生涯を見通した知識の習得、生活の管理や計画の重要性のほか、消費者として主体的な判断力のもと、トラブルに遭わないだけでなく、自らが加害者にならないための知識を身に着ける時期です。また、持続可能な社会の形成に向けた社会的責任を理解した主体的な行動が求められます。小中学生から引き続き、SNS等の利用に起因するトラブルの未然防止を図るため、情報通信機器の適切な使い方やモラルについての教育に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについての出前講座の実施</li> <li>・SDGsと日常の消費生活との関連に関する出前講座の実施</li> <li>・校外学習の受入れを実施し、消費生活センターの役割等について学ぶ機会の提供</li> <li>・SNSやフリマアプリ等の使い方に関する啓発の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【大学生、専門学生への消費者教育】</b></p> <p>大学生、専門学生は、進学により親元を離れたり、アルバイトで収入を得るなど、これまでの生活環境との変化が大きくなる一方で、経験が浅いため、悪質商法等の様々な消費者トラブルに遭いやすい時期です。このため、消費者トラブルの被害者・加害者にならないよう、大学等と連携し、出前講座等により啓発に取り組みます。また、大学生等はこれまで学校教育等において、消費者教育を受ける立場でしたが、自らが啓発する立場になることにより、消費者教育に関する学びを更に深め、消費者教育の次世代の担い手の育成を図るための機会の提供に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時ガイダンスの機会に、若者が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについて啓発の実施</li> <li>・学生が消費生活に関する啓発活動（学生による出前講座等）をする場の提供【新】</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【成年年齢の引下げに対応した消費者教育】</b></p> <p>成年年齢の引下げに伴い、多くの若者が高校3年生で成人を迎えることとなります。18歳になると、一人で契約を締結できるようになる一方で、未成年者取消権の行使ができなくなることから、成年年齢が近づく中高生を対象として、トラブルの未然防止を図るために、消費者契約をはじめとする消費生活に関するトラブル事例の周知等について重点的に事業を実施します。また、トラブルに遭った際の対処法についての教育にも取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生及び高校生を対象とした啓発、出前講座の実施</li> <li>・保護者と生徒がともに参加する講座やイベントの開催【新】</li> </ul>
<p><b>【幼児及び保護者への消費者教育】</b></p> <p>幼児は、様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心を持ち始める時期です。幼児は、身近な大人から影響を大きく受けるため、保護者への働きかけを積極的に行うこととし、楽しみながら学べる親子参加型の事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で参加できる事業の実施</li> <li>・幼児健診等の子育て中の保護者が集まる場を活用した情報提供の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【デジタル化の進展に対応したこどもたちへの消費者教育】</b></p> <p>デジタル化の急激な進展により、インターネット通販やキャッシュレス決済等が活発になる一方で、デジタル化によるリスクに対応できていない消費者や判断能力が未熟な若者などをターゲットとした悪質商法等の手口は、日々巧妙化しています。こうした、消費者トラブルを防止するために、学校等における消費者教育の中で、重点的に事業に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化による消費者トラブルやその対処法などについての出前講座の実施【新】</li> <li>・デジタル化による消費者トラブル事例の情報提供の実施【新】</li> <li>・教材のデジタル化【新】</li> </ul>

## ◆基本施策 1-2 地域社会における消費者教育の推進

地域コミュニティ活動の参加者同士が消費者問題に関する知識を持ち寄り、互いに注意喚起し合うことは、地域における啓発や意識の向上につながります。

地域には市民が主体となって活動している様々な団体がありますが、その中でも消費者団体は、消費者に密接に関わり、消費生活における様々な課題、問題に対して自主的な取組を行っています。消費者問題は、日々の生活に直結する課題であることから、こうした地域で活動する各種団体との連携を図り、消費者教育の意義の周知と学びの充実に向けた施策を推進します。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【地域における消費者教育の機会の充実】</b></p> <p>地域の人々にとって身近な学習・交流の場である市民センター等や小学生の放課後、長期休暇中における生活の場である放課後学級等において、消費者教育の機会の充実に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者の被害の実例や対処方法、SDGs等出前講座の実施</li> <li>・「放課後学級」や「学童クラブ」等における啓発の実施</li> </ul>
<p><b>【地域コミュニティとの連携】</b></p> <p>様々な地域コミュニティ活動の拠点である市民センターには、多くの市民が集まることから、市民センターを中心に地域コミュニティとの連携による啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民センターに啓発チラシの設置</li> <li>・町内会、自治会の回覧板等の独自ネットワークを活用した啓発の実施</li> </ul>
<p><b>【町内会長等に対する研修の実施】</b></p> <p>地域のリーダーとして活躍している地区会長及び町内会長等へ研修を行うことにより、地域における啓発や消費者意識の向上に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者の被害の実例や対処方法、SDGs等についての出前講座の実施</li> <li>・デジタル化等による消費者トラブル事例の情報提供の実施【新】</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【消費者団体、消費者サポーターによる啓発の実施】</b></p> <p>地域に根ざした活動を行っている消費者団体や、消費者市民社会の推進に意欲のある消費者サポーターが、地域における啓発や見守り活動に積極的に取り組めるような環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習会、講座等の開催の支援</li> <li>・ 街頭キャンペーンの実施</li> </ul>
<p><b>【消費者月間<sup>※7</sup>事業の実施】</b></p> <p>消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等に集中的に取り組むための事業を実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年5月に消費者月間市民のつどいの開催</li> </ul>

※7 消費者月間

1987（昭和62）年の消費者保護会議において、消費者保護基本法（「消費者基本法」の前身）制定20周年を記念して、毎年5月を「消費者月間」と定めた。以降、消費者月間では、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中的に行っている。

### ◆基本施策 1-3 高齢者や障害者等への消費者教育の推進

高齢者や障害者等の被害防止のためには、高齢者等が消費者教育を意識的に受けるとともに、高齢者等を見守る周囲の方々への消費者教育の推進が重要です。高齢者等は、トラブルに遭ったことに気づかない場合だけでなく、トラブルに遭ったと自覚があっても、「恥ずかしい」、「家族に迷惑をかけたくない」、「騙された自分が悪い」と思い、誰にも相談しないこともあります。そのため、高齢者等の消費者被害未然防止や早期発見には、地域の支えあいの仕組みの中で消費者教育を図る必要があります。また、インターネット取引等デジタル技術を利用した消費行動の拡大を踏まえ、デジタルサービスの仕組みやリスクの理解促進に向けた消費者教育を、高齢者等に対してより一層推進します。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）との連携】</b></p> <p>「水戸市安心・安全見守り隊」による見守り活動を引き続き実施するとともに、消費者安全確保地域協議会の組織活動の充実により、高齢者等に対する支援体制の強化、被害の未然防止に努めます。</p> <p>※水戸市安心・安全見守り隊は、消費者安全確保地域協議会を兼ねている（水戸市安心・安全見守り隊事業実施要項 第4条第4項）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者トラブル事例の情報提供の実施【新】</li> <li>・消費者トラブルをテーマにした研修の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【民生委員との連携】</b></p> <p>地域の見守り役である民生委員との連携により、消費者トラブルにつながるおそれのある高齢者等の傾向を理解し、普段と様子が違うなどのサインに気づいた場合には、市消費生活センターにつなぎ、高齢者等の被害の早期発見や泣き寝入りの防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者等の被害の実例や対処方法、SDGs等についての研修の実施【新】</li> <li>・消費者トラブル事例の情報提供の実施</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p>【高齢者支援センター及び高齢者・障害者施設等との連携】</p> <p>消費者トラブルにつながるおそれのある高齢者等の傾向を理解し、普段と様子が違う等のサインに気づいた場合には、市消費生活センターにつなぎ、高齢者等の被害の早期発見や泣き寝入りの防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者トラブル事例の情報提供の実施</li> <li>・高齢者等が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについて啓発の実施</li> </ul>
<p>【高齢者クラブとの連携】</p> <p>高齢者はトラブルに遭っても被害に遭ったことに気づかないことや気づいたとしても積極的な対処をしない傾向が見られます。また、高齢者は、消費者市民社会の実現やSDGsの達成には欠かせない存在であることから、高齢者クラブとの連携により、高齢者の被害の防止及びSDGs等に関する啓発に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者等の被害の実例や対処方法、SDGs等についての出前講座の実施</li> </ul>
<p>【デジタル化の進展に対応した高齢者や障害者への消費者教育】</p> <p>デジタル化の急激な進展により、インターネット通販やキャッシュレス決済等が活発になる一方で、デジタル化によるリスクに対応できていない消費者などをターゲットとした悪質商法等の手口は、日々巧妙化しています。こうした、消費者トラブルを防止するために、高齢者や障害者への消費者教育の中で、重点的に事業に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化による消費者トラブルやその対処法などについての出前講座の実施【新】</li> <li>・デジタル化による消費者トラブル事例の情報提供の実施【新】</li> </ul>

#### ◆基本施策 1-4 家庭内における消費者教育の推進

消費者被害を未然に防ぐためには、暮らしの基本である「家庭」において、正しい知識や情報を共有することが重要です。特に、成年年齢引下げ、インターネット取引等デジタル技術を利用した消費行動の拡大を踏まえ、子どもにとって最も身近な大人が、家庭において金銭や物の大切さを気づかせたり、スマートフォン、インターネットの使い方について一緒に考え、学んでいくことが大切です。また、家庭には介護や見守りが必要とする家族がいる場合もあることから、家族間において、消費者被害に関する情報を伝え合い、認識を高めるとともに、異変があった場合に、すぐに気づくことができるよう、家庭内における消費者教育の促進に取り組みます。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【子育て支援センター等との連携】</b></p> <p>子育て支援センター等との連携により、こどもの生活習慣、生活能力、思いやりや善悪の判断、社会的なマナー、SDGs等、消費生活に関する基礎的な資質や能力の育成に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「わんぱく・みと」及び「はみんぐぱく・みと」における啓発の実施</li> </ul>
<p><b>【こども教室との連携】</b></p> <p>各市民センターが主催するこども教室との連携により、子どもと保護者が消費生活について、一緒に考え、学ぶ機会の提供に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期（夏期、冬期）休暇を利用して市民センター等で行われている子ども教室において、親子参加型の消費生活に関する講座の実施</li> </ul>
<p><b>【見守りが必要となる家族がいる家庭への啓発】</b></p> <p>家庭内において、見守りが必要となる家族の様子が普段と違うなどのサインに気づいた場合には、市消費生活センターにつなぎ、被害の早期発見や泣き寝入りの防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもや高齢者等が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについて、SNS等を使用した啓発の実施【新】</li> </ul>

#### ◆基本施策 1－5 職域における消費者教育の推進

消費者が保護され、事業者がリスクを軽減する考え方を前提に、消費者が事業者と協働し、事業者は社会価値を創出し、最終的な目的である「持続可能な社会への貢献」を目指す取組へとつなげるために、職域における消費者教育の推進に取り組みます。また、事業者が消費者教育への理解を深め、従業員に対する研修の実施や講習会の受講を促進することは、職域全体における消費者教育に関する認識の向上につながるため、積極的に支援を行います。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【消費者志向経営自主宣言制度の推進】</b></p> <p>消費者志向経営の推進のため、国に消費者志向経営自主宣言を行った企業に対して、水戸市が独自に表彰する制度の創設に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者志向経営の周知【新】</li> <li>・消費者志向経営表彰制度の創設及び表彰の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【実践事例の紹介】</b></p> <p>事業者が消費者教育や消費者志向経営について理解し、取り組みやすい環境づくりに努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育、消費者志向経営の事例の提供【新】</li> <li>・従業員に対する出前講座の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【消費者と事業者の交流】</b></p> <p>事業者と消費者が共に消費者志向経営について学ぶとともに、事業者は消費者の声から企業経営の参考とし、消費者は事業者についてより深く知る機会の提供に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者志向経営講演会、シンポジウム等の開催</li> <li>・消費者へ消費者志向経営に関するアンケートの実施</li> </ul>

#### ◆基本施策 1-6 持続可能な消費に関する啓発・取組

世界では地球温暖化や環境汚染、資源、エネルギーの不足に加え、途上国の貧困や児童労働など、様々な社会的課題が発生しており、「持続可能性 (サステナビリティ)」をキーワードとした問題解決が求められています。そのためには、消費者が世界共通の目標であるSDGsについて理解し、主体的・能動的に行動に移していくことが大切です。持続可能な社会の構築に向けた消費者教育の充実に取り組むとともに、自らの消費活動が地域経済や地球環境等に及ぼす影響について、市民の一層の意識醸成を図るため、その趣旨や概念の普及、関連する取組に関する啓発活動を推進します。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【消費生活から観たSDGsの周知、啓発】</b></p> <p>世界共通の目標であるSDGsと日常の消費生活との関連について、学び、考える機会の提供に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsに関する出前講座の実施</li> <li>・イベントや講演会における普及、啓発活動の実施</li> </ul>
<p><b>【エシカル消費に関する啓発】</b></p> <p>地域の活性化や雇用等も含む人や社会・環境に配慮した消費行動の意識が育まれ、一人一人が持続可能な社会の形成に参画できるようになるため、エシカル消費の普及・啓発に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エシカル消費に関する出前講座の実施</li> <li>・イベントや講演会における普及、啓発活動の実施</li> <li>・民間団体と連携し、フェアトレード商品の販売会の開催</li> </ul>

## 基本方針2 消費者教育を推進する担い手の育成と活躍の場の創出

指標	現況 2022（令和4）年度	目標 2028（令和10）年度
消費者サポーターの登録者数（累計）	80人	120人
消費者サポーターの活動回数（年間）	—	10回

※市消費生活センターと連携、協力した出前講座等の実施回数を示す。

### ◆基本施策2-1 教職員の消費者教育に関する知識と理解の向上

今後の社会を担うこどもたちが、自ら学び、考え、行動する自立した消費者となることができるよう、教職員には、社会科、家庭科等の授業や日々の学校生活において、消費者教育の推進役としての役割を担うことが求められています。そのため、研修や講演会の開催など、教職員の消費者教育に対する理解を深める機会の充実に努めます。

取組の方向性	具体的な取組
<p>【教職員向けの研修機会の充実と啓発】</p> <p>消費者教育の趣旨の周知と理解を広げるとともに、各教科における消費者教育の充実や次代を担うこどもたちの意識改革へつなげるために、教職員の知識向上に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育現場の消費者教育のニーズに関するアンケートの実施</li> <li>・教職員向けの研修、講演会等の開催</li> <li>・若者の消費者トラブルに関する情報提供の実施</li> <li>・成年年齢引下げに関する啓発の実施</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p data-bbox="204 250 785 291"><b>【教職員と市消費生活センターとの連携】</b></p> <p data-bbox="185 362 858 622">社会情勢を踏まえた消費者教育を展開するため、市消費生活センターによる出前講座において、直近の消費者トラブル等を共有することにより、教職員が消費者教育を推進しやすい環境づくりに努めます。</p>	<ul data-bbox="890 362 1391 622" style="list-style-type: none"> <li>• 若者が遭いやすい消費者トラブルやその対処法などについての出前講座の実施</li> <li>• SDG s と日常の消費生活との関連に関する出前講座の実施</li> </ul>

## ◆基本施策 2-2 地域における担い手の発掘・育成

消費者被害の未然防止や早期発見には、地域のコミュニティが大きな役割を担っています。地域コミュニティ活動には、世代や職域の異なる様々な人が参加しており、参加者同士が消費者問題に関してお互いの知識を持ち寄り、注意喚起をしようことは、地域における啓発や意識の向上につながります。消費者教育を継続して推進していくために、消費者団体、地域の人材など消費者教育の幅広い担い手の育成に取り組みます。

取組の方向性	具体的な取組業
<p><b>【町内会長等に対する研修の実施】</b>（再掲）</p> <p>地域のリーダーとして活躍している地区会長及び町内会長等へ啓発することにより、地域における啓発や消費者意識の向上に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者の被害の実例や対処方法、SDGs等についての出前講座の実施</li> <li>・デジタル化等による消費者トラブル事例の情報提供の実施【新】</li> </ul>
<p><b>【民生委員等に対する研修の実施】</b>（再掲）</p> <p>地域の見守り役である民生委員等との連携により、消費者トラブルにつながるおそれのある高齢者等の傾向を理解し、普段と様子が違うなどのサインに気づいた場合には、市消費生活センターにつなぎ、高齢者等の被害の早期発見や泣き寝入りの防止に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詐欺、高齢者等の被害の実例や対処方法、SDGs等についての研修の実施【新】</li> <li>・消費者トラブル事例の情報提供の実施</li> </ul>
<p><b>【消費者団体の活動支援】</b></p> <p>消費者団体が行う研修等の活動を支援するとともに、研修や情報提供をすることにより地域における啓発活動を促進します。また、各団体の人材確保や会員の高齢化等の課題解決に向けた支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者団体事業補助金の交付</li> <li>・消費者トラブル事例の情報提供の実施</li> <li>・詐欺、高齢者等の被害の実例や対処方法、SDGs等についての研修の実施</li> </ul>

取組の方向性	具体的な取組
<p data-bbox="204 255 624 293">【みと消費者市民大学の開講】</p> <p data-bbox="188 367 858 568">消費者教育の新たな担い手として被害の防止や消費者の自立支援に向けて活動し、消費者市民社会の形成に参画する市民（消費者サポーター）の養成に取り組めます。</p>	<ul data-bbox="898 367 1337 456" style="list-style-type: none"> <li>・みと消費者市民大学の開講</li> <li>・みと消費者市民大学院の開講</li> </ul>

### ◆基本施策 2-3 消費者サポーターの活躍の場の創出

本市においては、消費者の立場に立ち、地域に密着した消費者活動を推進する人材の確保・育成を図ることを目的に、2015（平成 27）年度からみと消費者市民大学を開講しています。2022（令和 4）年度末時点で約 80 名の方に消費者サポーターを委嘱しています。今後は、育成のみに留まらず、消費者サポーターの活動支援、活躍の場の創出を積極的に行い、消費者被害の未然防止、啓発の更なる強化に取り組みます。

取組の方向性	具体的な取組
<p><b>【消費者サポーターとの連携及び支援】</b></p> <p>消費者サポーターが、地域住民の身近な相談相手となり、市消費生活センターと地域のパイプ役として、消費者問題の啓発などの活動に取り組みやすい環境の整備に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市消費生活センターと連携、協力した出前講座等の実施【新】</li><li>・福寿のつどいにおける啓発</li><li>・街頭キャンペーンの実施</li><li>・消費者サポーターの活動の支援</li><li>・消費者サポーター制度の周知【新】</li></ul>